#### 令和6年 第5回 安芸太田町議会定例会会議録 令和6年9月19日 招集年月日 令和6年9月6日 招集の場所 安芸太田町議会議事堂 令和6年9月 6日 午前10時10分 中本 正廣 開会 議長 開閉会日 閉会 令和6年9月19日 午前10時52分 議長 中本 正廣 及び宣告 出席等 応(不応)招議員 議席 出席等 議席 氏 名 氏 名 番 号 の別 番号 の別 及び出席並びに 欠席議員 角田伸一 7 影 井 伊久美 1 凡例 斉藤 マユミ 2 $\bigcirc$ 8 田島 清 $\bigcirc$ ○出席 3 佐々木 道則 9 大江昭典 △ 欠席 × 不応招 小島俊二 $\bigcirc$ 4 津 田 宏 10 △公 5 $\bigcirc$ 佐々木美知夫 末田健治 11 公務欠席 大江厚子 $\bigcirc$ 中本正廣 6 12 6番 大江厚子 7番 影井 伊久美 会議録署名議員 職務のため議場に 書記 事務局長 河 野 茂 佐々木 裕子 出席した者の職氏名 町 長 教 育 長 橋 本 博 明 大野正人 長 町 木村富美 病院事業管理者 平林直樹 副 地方自治法第 121 条により説明のた 参 事 宇田康弘 教育次長 園 田 哲 也 め出席した者の職 会計管理者兼 氏名 長尾航治 教育課長 瀬川善博 総務課長 安芸太田病院 総務課課長補佐 郷田 亮 正 岡 剛山 事務長 加計支所長 児玉裕子 兼加計支所住民生活課長 筒賀支所長 山本博子 兼筒賀支所住民生活課長 企画課長 二見重幸 税務課長兼 沖 野 貴 官 会計課長 住民課長 上 手 佳 也 産業観光課長 菅田裕二 建設課長 武田雄二 健康福祉課長 伊賀真一 衛生対策室長 森 脇 泰 会議に付した事件 別紙のとおり 会議の経過 別紙のとおり

# 会議に付した事件

# 令和6年9月19日

議案第 57 号	事業契約の締結について
認定第1号	令和5年度歳入歳出決算の認定について
認定第2号	令和5年度安芸太田町病院事業会計決算の認定について
発委第3号	安芸太田町議会議員定数条例の一部改正について
陳情第 16 号	加計体育館の照明度確認を求める陳情書
	選挙管理委員の選挙
	選挙管理委員補充員の選挙
	閉会中の継続調査について

# 令和6年第5回定例会 (令和6年9月19日) (開会 午前10時00分)

# ○中本正廣議長

おはようございます。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

# 日程第1. 議案第57号

# ○中本正廣議長

日程第1、議案第57号、事業契約の締結についてを議題といたします。議案の説明は先日町長より行われておりますが、追加説明があれば受けます。菅田産業観光課長。

# ○菅田裕二産業観光課長

はい。議案第57号、事業契約の締結について説明をいたします。民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により、事業契約を締結したいので、議会の議決を求めるものでございます。契約の目的、安芸太田町道の駅「来夢とごうち」再整備事業。契約の方法、随意契約。契約金額、21億5千万円。契約の相手方、広島県山県郡安芸太田町大字加計239番地1、株式会社ゲートステーションあきおおた、代表取締役 橋本稔広です。PFI事業として、優先交渉権者であった契約の相手方と事業契約について合意を得られましたので提案するものでございます。以上でございます。

#### ○中本正庸議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。影井議員。

# ○影井伊久美議員

はい。御説明いただいた図面においては、町道廃止の方向性であることが伺えますが、国道191号線の混雑や、歩行者の安全性への懸念が予想されます。このあたり地元との協議や、理解をどう図っていかれるのかということを伺います。

## ○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

#### ○菅田裕二産業観光課長

はい。地元住民の皆様につきましては、地元説明会を行うとともに、安全に配慮した設計に入っていきます。特に、入口につきましては、現在のところですね、出入口が狭くなっておりますので、拡幅するなどの対応をとっていきたいというふうに考えているところでございます。 以上でございます。

### ○中本正廣議長

影井議員。

#### ○影井伊久美議員

しっかりと協議を重ねられたいと申し添えます。またですね、JAさんの購買機能がなくなるんではないかと懸念しますが、現在御利用の方への考えはどう考えられておるのか伺います。

# ○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

# ○菅田裕二産業観光課長

はい。これから、JA広島市とは協議を重ねていきたいというふうに思っております。そこで、購買部分の協議についても、懸念があるということになっているとは思いますが、これに

ついては、なるべく道の駅のほうの売店のほうで集約したりとか、そういう工夫をとっていかなければいけないというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

ほかに質疑ありませんか。はい、小島議員。

○小島俊二議員

はい、かねてから懸案事項であった道の駅についてやっと事業がスタートすることになって 非常に喜んでおるところでございます。しかるに昨日全員協等で話があったように、不透明な 部分が、まだまだたくさんあります。PFI事業ということで理解はしますが、今後とも議会 のほうに、情報提供をこまめにしていただいて、情報を共有して、事業を進めていっていただ きたいと思いますんで、ぜひ早期に事業完成するように願っておりますのでよろしくお願いし ます。以上です。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。御指摘いただいた部分につきましては、早急にですね、対応するとともに、議会のほうには丁寧な説明を心がけていきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○中本正廣議長

ほかに質疑ありませんか。末田議員。

○末田健治議員

契約の相手方でございますゲートステーションあきおおたについては加計のほうに、239番地1に事務所を置かれるようでございますが、今後において、契約後、どのようなスタッフいいますかそういう体制で、この事業に臨まれるのでしょうか。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。この事業につきましては、設計、建設、運営の事業者につきまして、SPC、株式会社ゲートステーション安芸太田が設立されたことになります。新しい、この住所におきましても、設計部門、建設部門、建設といっても、土木も含めた建設部門、また管理部門でございますとか、運営部門、そういったところが常駐いたしまして事業を実施してまいる予定でございます。以上です。

○中本正廣議長

末田議員。

○末田健治議員

はい。体制について分かりました。契約までは事業者と直接話をすることは当然できませんけども、今後において、必要な場面で事業者と協議を持つというふうなことについてはどのようなお考えでしょうか。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。必要に応じて検討することとしますが、必要であれば、事業者との協議も可能でない かというふうに考えているところでございます。以上です。

○中本正廣議長

ほかに質疑ありますか。大江議員。

○大江厚子議員

3点ほどお願いします。1点は、再整備事業の実施方針に従って、随意契約というふうになったと思うんですが、(マイクを上げてください)今後、ざっくりした計画はこの前の全員協で示していただきましたけど、今後詳細についても、行政とか議会とかから要望を出して、それにこたえ、全部は無理としても、応じる姿勢があるのかということと、それから、昨日も問題になりましたけど、解体しないといけない施設が幾つかあるということで、解体費用は契約の金額の中に入っているようですが、移転補償は含まれてないということで、移転補償をしなければいけない、施設とか店舗ですよね、それはどれくらいあるのかということと、今から交渉に入っていくと思うんですけど、その費用はどれぐらいかかるのかということと、それから全員協で示されたマップの中には、上殿の桜公園は入ってないように思うんですが、あそこは計画の中に最終的には入らなかったということになるんでしょうか。以上です。

# ○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

# ○菅田裕二産業観光課長

はい、3点御質問ありました。方針につきまして今後、要望に応じということになるかという ことでございます。基本的に、これまで道の駅の再整備の基本計画を取りまとめてきました。 基本計画を取りまとめる中で、実施方針を定めてまいりました。実施方針を定める中で、要求 水準書であるとか、募集要項を定め、応募者に説明会を開いて、応募をしていただいて、私た ち以外の審査委員会で審査をして決定した結果が現在の状況でございます。ですから、御意見 についてはしっかりと受け止めていきたいと思いますし、PFIの事業者について、そのこと については、先日ですね、委員会でございましたように、御指摘のあった部分については、事 業者に報告をさせていただきたいと思います。しかしながら、PFI事業でございますので、 全てを受け入れること、また受入れないこと、それはPFI事業者に委ねられるということも ありますので、御承知おきいただきたいというふうに思っているところでございます。解体の 費用につきまして、御指摘、御質問あったところでございますけど、施設の費用に施設の種類 につきましては、JA広島市、セブンイレブン戸河内店、それと安芸の国酒造とトイレ、また、 1件チャレンジショップ1棟ありますのでそれが補償の対象になるというふうに考えております。 補償金額につきましては、現在積算中でございますので、分かり次第、提示をさせていただき たいというふうに思ってるところでございます。桜公園につきましては、事業費の中にですね、 今回の図面の中には委員会の図面の中には入れておりませんが、対象地でございますので、ど ういった整備ができるかというのは、現在検討していただいているところでございます。これ も、詳細が分かり次第、御提供させていただきたいというふうに考えてるところでございます。 以上でございます。

# ○中本正廣議長

大江厚子議員。

#### ○大江厚子議員

移転の補償額、今から積算してということなんですけど、財源はどういうふうになるんでしょう。

# ○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

## ○菅田裕二産業観光課長

はい。有利な財源は求めていきますけど基本的に一般財源が適用されると考えているところです。以上です。

# ○中本正廣議長

ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を

行います。討論ありませんか。

# (「討論あり」の声あり。)

はい。討論ありと認めます。まず原案に反対の発言を許します。次に原案に賛成の発言を許します。角田議員。

## ○角田伸一議員

おはようございます。議席番号1番の角田でございます。議案第57号、事業契約について賛成 の立場で討論を行います。本定例会に提出されました事業契約につきましては、安芸太田町道 の駅「来夢とごうち」再整備事業を実施するための契約です。全体事業費の23億2,915万円は、 既に債務負担行為済みでございます。道の駅再整備事業は、PFI方式で実施することで、公 募による優先交渉権者を決定し、現在に至っております。優先交渉権者は、SPC、特定目的 会社として設立された、株式会社ゲートステーションあきおおたでございます。契約の金額は 21億5千万円。契約の期間は、議会議決のあった日から、令和24年3月31日まで。また施設整備 後15年間の運営期間を含むものとなっております。道の駅来夢とごうちの再整備につきまして は、国土交通省の重点道の駅指定、その後、道の駅再整備基本計画策定検討委員会で、実現に 向け検討がされてきました。安芸太田町議会は全員協議会、地方創生調査特別委員会において、 機会あるごとに情報の提供を受け、質疑応答を繰り返し、情報の共有を図ってきたところでご ざいます。議案第57号の事業契約は、民間資金を活用し、設計施工、管理運営を一括して実施 するPFI方式での道の駅再整備事業の始動となるものです。事前説明では、全員協議会、地 方創生調査特別委員会で多くの質疑応答があり、長い時間を費やしました。それは、この事業 の実施にあたり、町と事業計画地に存在する既存の事業者との交渉経緯と合意内容、また、提 出された概要図では、道の駅のイメージが読み取りにくく、質問が集中したところでございま す。質疑応答を通して、事業実施の方向性について、情報の共有ができたと思っております。 道の駅再整備事業は、安芸太田町の自然資源を活かしたまちづくりの核となる事業で、町の活 性化を図る上で、早期の着手完了が望まれているところであり、議案第57号事業契約について 賛成をするものです。この契約で、これから始まる設計業務等に地元住民の意向が十分に反映 されるよう、町は最大限の努力をされるようにと申し添え、賛成討論とします。令和6年9月19 日、安芸太田町議会議員角田伸一。以上です。

### ○中本正廣議長

次に原案に反対の発言を許します。ありませんか。次に原案に賛成の発言を許します。影井 議員。

# ○影井伊久美議員

議案第57号、安芸太田町道の駅「来夢とごうち」再整備事業につきまして、賛成の立場から討論いたします。町長はじめ執行部の皆様におかれましては、PFI事業ということで、事業者の選定、協議、また既存の周辺事業者を巻き込んでの大型事業であり、調整に苦慮することも多いかと存じます。町の考える、道の駅再整備にあたっての目的や目指すところは、これまでに議論を重ね、理解をいたしておるところでございます。道の駅再整備によってもたらされる効果として、観光客の増加、あるいは滞在時間や消費額の増加が見込まれ、地域経済の活性化や地元産業の成長に寄与する重要な拠点となることが期待されます。また、再整備を通じて、施設の機能やデザインが改善されていくことで、道の駅としての魅力が向上し、観光客にとってより魅力的な目的地となることも見込まれます。そのほか、道の駅は観光客だけではなく、地元住民にとっても重要な拠点となる施設であり、再整備によって、これまでなかった機能の充実が図られ、住民の利便性が高まり、交流の場としての役割を果たすことが予想されます。以上のことから、道の駅再整備につきましては、事業を前進させるべきと考えます。しかしながら、それによって起こりうる不都合を置き去りにするわけにもまいりません。本定例会にお

いてお示しいただいた書類によって結論づけるのを懸念する声が同僚議員からも多数上がっておるところでございます。また、地元住民からも、今後の展望を不安視する声が上がっているところでございます。図面には調整中と記されており、今後も調整が進められるその上で、道の駅再整備事業が最善の策で執行されるよう、以下、若干の意見を付します。一つ、周辺既存店舗を利用されている住民の利便性を損なわないこと。また、債務負担行為に含まれない費用負担の軽減を鑑み、配置、設計については、引き続き事業者と協議を重ねられたい。二つ、町道の廃止や国道191号線の混雑が予想されることなどについては、地元との協議を密に行い、近隣住民、関係者の理解が得られるよう最大限努められたい。三つ、渋滞発生時の車の往来、南側から北側への歩行者の動線など、安全性の担保を徹底されたい。以上3点の意見を付し、賛成討論といたします。

# ○中本正廣議長

ほかに討論ありますか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第57号、事業契約の締結についてを起立により採決します。議案第57号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

# (賛成者起立)

起立総員です。したがって、議案第57号、事業契約の締結については、原案のとおり可決しました。

# 日程第 2. 認定第 1 号 日程第 3. 認定第 2 号

## ○中本正廣議長

日程第2、認定第1号、令和5年度歳入歳出決算の認定について及び日程第3、認定第2号、令和5年度安芸太田町病院事業会計決算の認定についての2件を一括議題といたします。審査を付託した決算審査特別委員会委員長からの報告を求めます。津田委員長。

# ○津田宏決算審査特別委員会委員長

それでは、決算審査特別委員会審査報告を行います。令和6年度第5回安芸太田町議会定例会 において、当委員会に付託された認定第1号、令和5年度安芸太田町歳入歳出決算の認定につい て及び認定第2号、令和5年度安芸太田町病院事業会計決算の認定についての2件の審査結果を会 議規則第77条の規定により、次のとおり報告いたします。審査委員会は、議長、監査委員を除 く10名で構成され、9月12日から9月17日までの6日間にわたり慎重に審査いたしました。審議に あたって、監査委員の意見に基づき、効率性、効果性、適正性を主眼に置き、基礎資料及び関 係諸帳簿、証拠書類を照合審査するとともに、関係資料の提出を求め、関係職員の説明を聴取 し、審査を行った。執行部の出席は町長をはじめ、教育長、病院事業管理者、所管課長、説明 員として出席を求め、議案の概要説明を受けた後、質疑、細部審査を行いました。令和5年度に おける国内の経済状況では、情勢の悪化に伴う物価高騰により、コロナ化後の経済が正常化し たとは言い切れない状態であった。本町の財政状況では、前年に引き続き、財政調整基金の補 填を行わない決算収支報告であった。決算数値における財政指標は、基金の積み増しと、起債 償還の進展により、将来負担率が9.5%から1.1%改善しているものの、実質公債比率は、12.1% から12.6%に悪化、経常収支比率は97.8%から97.9%と横ばいで推移しており、依然として、 財源的な余裕や財政構成の弾力性が希薄な状態が続いている状況にあった。実質収支では1億 6,098万円となり、前年度の2億9,307万6千円に比べれば、1億3,209万6千円減少したものの、黒 字であった。財政調整基金への積立状況では、前年度比18.2%減少。金額にして3,307万9千円

減少していたが、総額で1億4,842万1千円を積立て、取崩しによる補填を行わない決算であった。 結果として、実質単年度収支は1,632万5千円となったものの、前年度1億1,541万5千円に比べ 9,909万円減少していた。決算には、コロナウイルス感染症対策事業や、物価高騰対策事業が挙 げられているが、国庫の出資金のうち、コロナウイルス物価高騰関係の経費は全体の3割であっ た。この使途として主要なものは、物価高騰に伴う非課税世帯への給付金など、各種の支援事 業として1億3,076万8千円のほか、地域経済の活性化と生活支援としての地域通貨モリカプレミ アムキャンペーン事業として2,152万1千円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保として 1,874万5千円であった。病院事業会計の決算は、収益合計20億523万9千円に対し、費用のほう が20億2,225万7千円で1,701万8千円の赤字決算であった。収益的収支の状況としては、医業収 益では、病棟内でのクラスター発生と介護医療院転換工事に伴う入院収益の減少と一般会計負 担金の見直し等により、前年度比で2,836万1千円減少していた。医業外収益では、補助金等の 増額により2,935万1千円の増加していた。支出の医業費用では、給与費及び減価償却費の増加 により、前年比で2,495万2千円増加していた。医業外費用では、建設改良の規模が減少したこ ともあり、対前年度比で3,400、3,000、失礼、348万4千円減少していた。当期は前年度より、 1,239万4千円の損失が増加し、1,701万8千円の純損失となっていた。以下、審査結果を報告し ます。認定第1号、令和5年度安芸太田町歳入歳出決算及び認定第2号、令和5年度安芸太田町病 院事業会計決算の認定については、いずれも全会一致により認定したことを報告いたします。 また、決算審査特別委員会での意見や要望については、検討の上、今後対応していただきたい ことをつけ加え申し上げます。令和6年9月19日、決算審査特別委員会委員長、津田宏。以上で す。

# ○中本正廣議長

以上で委員長の報告を終わります。既に決算審査特別委員会で質疑を終えておりますので、これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論あり」の声あり。)

討論ありと認めます。まず最初に決算を認定することに反対の発言を許します。次に決算を 認定することに賛成者の発言を許します。末田議員。

# ○末田健治議員

5番、末田健治です。認定1号に係る議案に賛成の立場で討論に加わります。令和5年度一般会 計の決算収支においては、実質収支において、1億6,098万円の黒字となっている。また、財政 調整基金への積立は総額1億4、842万1千円を積立て、財政調整基金の取崩しを伴わない決算とな っています。令和5年度は、第2次長期総合計画後期基本計画、第2期まち・ひと・しごと創生総 合戦略に基づき、人口減少に歯止めをかけ、まちの衰退を阻止しようと、様々取り組みを進め られました。その結果、人口の社会増減ではマイナス13人にとどまっています。各主要事業に おいては、子育て・教育・次世代育成分野では、引き続き加計高校の支援や教育大綱において は、大綱策定の取り組みが進められました。社会基盤・防災・防犯分野では、旧JR滝山川橋 梁撤去工事や加計スマートインターフル化が、事業が進行中です。産業・観光・しごとの分野 では、道の駅再整備事業など、持続可能なまちづくりの取り組みは時宜を得たものであります。 一方、自然減による人口減少は、行政運営に大きな影響を生じることは必至であります。引き 続き、まちの活性化に向けた取り組みが期待されます。いにしえから人づくりは何事にも優先 され取り組まれてきました。ふるさとを思う人づくりのための教育の取り組みが進むことを期 待するところであります。なお、合併処理浄化槽設置事業について、初期整備段階で補助制度 により整備された合併処理浄化槽が、耐用年数を超えるものが増えています。しかし現状では、 更新に係る補助制度がなく、設置者の自己負担となっているため、更新費用が賄えず、機能不 全なものが出ています。環境にも少なからず影響が出る可能性があります。制度創設の要望は

されているようですが、集合処理区域には発生しない事案であり、行政運営上、公平性を欠く ことになります。緊急避難として単独事業でも補助を考えるべき事案であることを申し添え、 賛成討論といたします。

#### ○中本正廣議長

次に反対討論がありますか。次に賛成討論ありますか。角田議員。

# ○角田伸一議員

1番角田でございます。令和5年度歳入歳出決算認定に賛成の立場から討論をいたします。令 和5年度、決算審査に当たり、費用対効果の高い行政運営であったか、またどのような事業の成 果があったのかという観点で審査に臨みました。令和5年度一般会計の収入決算額は、85億5,430 万3千円、執行割合は95.5%となっております。歳出決算額は83億3,260万6千円で、執行割合93% となっております。経常収支比率は97.9%で、理想と言われる70%から80%を大きく超えてお ります。実質公債費比率は12.6%、財政力指数は、0.193で、広島県内最低レベルにあり、依然 としてこれからも厳しい財政運営になると予想されるところでございます。令和5年度は、第2 次長期総合計画後期基本計画実現のため、戦略的重点プログラムを推し進め、人口減少に歯止 めをかけ、町の衰退を阻止するため、分野を定め、事業が実施されておりました。定住人口対 策分野では、移住定住促進応援事業の実施、住環境の整備では空き家解体事業の成果が上がっ ております。子育て・教育・次世代育成として、学校施設のLED化や空調設備の更新など、 教育環境の充実化が図られております。健康・医療・福祉分野では、地域医療体制の整備とし て、安芸太田病院の環境整備、社会基盤・防災・防犯として懸案であった。滝山川にかかる J R鉄橋、JR鉄橋の撤去に着手されております。加計スマートICフルインター化実現に向け、 広島県とアクセス道道路改修に関する協定及び覚書、またNEXCO西日本と基本協定細目協 定が交わされております。生活利便性の分野では、定額タクシーの定着、産業・観光・仕事分 野では、道の駅再整備事業におけるPFI方式による優先交渉権者の決定、また、ふるさと納 税の推進は、返礼品として地場産品の消費拡大につながり、事業の拡大による新たな産品開発 の目標にもなっている。そのほか、各分野の事業についても、おおむね計画に沿った成果が認 められ、全体としてはよしとするものです。監査委員の決算審査意見に付記されている特記事 項に加え、決算審査特別委員会での意見を尊重し、30年後に消滅可能性があるとされた自治体 を脱却できるよう、今後の行政運営にあたられるよう願いつつ、決算認定の賛成討論とします。 以上でございます。

#### ○中本正庸議長

ほかに討論ありますか。討論なしと認めます。これから採決します。採決は認定第1号及び認定第2号を別々に行います。はじめに、認定第1号、令和5年度歳入歳出決算の認定についてを起立により採決します。この決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものです。認定第1号は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

#### (替成者起立)

起立総員です。したがって認定第1号、令和5年度歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。次に認定第2号、令和5年度安芸太田町病院事業会計決算の認定についてを起立により採決します。この決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものです。認定第2号は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

## (賛成者起立)

起立総員です。したがって認定第2号、令和5年度安芸太田町病院事業会計決算の認定については、認定することに決定しました。

# 日程第4. 発委第3号

### ○中本正廣議長

日程第4、発委第3号、安芸太田町議会議員定数条例の一部改正についてを議題といたします。 提出者の説明を求めます。小島議員。

# ○小島俊二議会改革調査特別委員長

はい。発委第3号、安芸太田町議会議員定数条例の一部改正については、議会改革調査特別委 員会において、住民アンケート調査、住民懇談会で意見交換等をもとに委員会で議論を重ねて まいりましたが、今回委員会において、議員定数について一定の結論を得ましたので、9月定例 会最終日に条例改正案を委員会発議として提案するものです。条例改正案の提案理由について は以下のとおり述べさせていただきます。安芸太田町議会の議員定数については、合併後の平 成17年4月、18人でスタートし、その後の議会改革の取り組みにより、町の人口減少と経費削減 の観点から、平成21年4月から16人、平成24年4月に12人に削減し、その後、3期12年間、12人の 議員で議会運営を行ってきました。しかし、この間、安芸太田町の人口は、7千人から5千人に 減少し、県内の類似町、合併5町でも議員定数の削減が行われている状況です。さらに、今年度 6月に実施した議員定数に関する住民アンケート調査においても、議員定数は削減すべきとの意 見が全体の68%と、多数を占める結果となりました。今回の議員定数の改正案については、次 の一般選挙から現行定数の12人から、1人減の11人に削減しようとするものであります。議員定 数を定める要素は議会が住民の代表機関であることに鑑み、その選出母体である住民の数を考 慮し、またいろいろな意思を統合し、町の意思を決定するにふさわしい規模、人数であること が必要と考えます。安芸太田町議会でも、議会議員のあるべき姿、議会として機能すべき議員 の一定人数、本町の地域事情、さらには類似団体と比較するなど、様々な観点から総合的に検 討を重ねてきましたが、議員数のいずれが適正人数であるかは、科学的基準や、よるべき論拠 を見いだしがたく、最終的には、諸要素を総合的に勘案し判断したものです。今回の議員数の1 人削減は住民懇談会、アンケート調査における議員削減数に関する意見からすれば、減少数が 少ないとの意見もあろうかとは承知していますが、町議会が、住民代表として、住民意見の町 政への反映、行政への監視機能の充実など、議員定数は民主主義と地方自治法の根幹をなす重 要な機能を果たすものであり、単なる経費削減の観点からのみ、論じるべきではないと考えま す。今回の1人削減は、社会情勢、人口減と住民意見の集約を反映したものですが、減少数が少 ないとの住民意見があることに鑑み、次期改選期以降、開かれた議会運営を目指し、議会報告 会、住民との懇談会等を積極的に開催し、議会のあり方、議会と住民との関係性から議員定数 のあり方を議論し整理をしたいと考えています。安易な議員定数の大幅削減は、町の未来に禍 根を残す可能性があります。今後、少子高齢と人口減少がさらに顕著に進むことが予想される 町の将来にとって、今回の判断がよき判断となるものと確信しております。以上で、議案の提 案説明を終わらせていただきます。

# ○中本正廣議長

以上で、小島俊二議会改革調査特別委員長からの説明を終わります。既に議会改革特別委員会での質疑を終えておりますので、これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから発委第3号、安芸太田町議会議員定数条例の一部改正についてを起立により採決します。発委第3号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

#### (賛成者起立)

起立多数です。したがって、発委第3号、安芸太田町議会議員定数条例の一部改正については、原案のとおり可決しました。

# 日程第5. 陳情第 16 号

# ○中本正廣議長

日程第5、陳情第16号、加計体育館の照明度確認を求める陳情書についてを議題といたします。 審査を付託した総務常任委員会委員長からの報告を求めます。末田委員長。

# ○末田健治総務常任委員長

令和6年9月19日、安芸太田町議会議長中本正廣様、総務常任委員会委員長末田健治。委員会審査報告書。本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。件名、陳情第16号、加計体育館の照明度確認を求める陳情書。提出者、安芸太田町体育協会卓球部顧問、齋藤正國氏。陳情の要旨、加計体育館が卓球競技場としての照明度基準を満たした体育館なのか検査し、結果として適合していないのであれば、早期の補修を行うこと。陳情については採択でございます。審査結果について申し上げます。令和6年4月24日総務常任委員会において、加計体育館の所管事務調査を行っています。その際、アリーナ部分の屋内照明の3分の1に当たる部分が切れている状態であり、蛍光灯で早急に対応されているとのことであった。また、照度についても業者に確認をし、競技において支障がないということであった。今後も生涯スポーツの拠点として、安全に競技ができる環境を整えるための適切な対応が求められる。よって、採択とする。なお、加計体育館については、利用度も高く、スポーツをより盛んにするためにもなくてはならない施設であると考えるが、公共施設等管理計画の推進により、体育館の今後のあり方を十分考慮する必要がある。施設の老朽化や利用状況、維持コストなどをもとに、管理方法や計画的な改修などを関係機関と慎重に調整することを付記する。以上です。

# ○中本正廣議長

以上で委員長の報告を終わります。これから委員長からの報告に対する質疑を行います。質 疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。 討論ありませんか。

# (「なし」の声あり。)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから陳情第66号、加計体育館の照明度確認を求める陳情書についてを起立により採決します。委員長の報告は陳情第16号を採択しようとするものです。陳情第16号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

## (賛成者起立)

起立総員です。したがって陳情第16号、加計体育館の照明度確認を求める陳情書については、委員長の報告のとおり陳情書を採択することに決定しました。

日程第6. 選挙管理委員の選挙

## ○中本正廣議長

日程第6、選挙管理委員の選挙を行います。お諮りします。選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦により、行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推薦とすることに決定しました。お諮りします。被選挙人の指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますがこれに御異議ありませんか。

# (「異議なし」の声あり。)

異議なしと認めます。したがって議長において指名することに決定しました。選挙管理委員には道教雅仁さん、池野道子さん、鎌田義昭さん。佐々木弘和さん、以上の方を指名いたします。お諮りします。ただいま議長が指名した方を選挙管理委員の当選人とすることに御異議ありませんか。

# (「異議なし」の声あり。)

異議なしと認めます。したがってただいま指名した道教雅仁さん、池野道子さん、鎌田義昭さん、佐々木弘和さん、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

# 日程第7. 選挙管理委員補充員の選挙

# ○中本正庸議長

日程第7、選挙管理委員補充員の選挙を行います。お諮りします。選挙の方法については地方 自治法第118条第2項の規定により指名推薦により行いたいと思いますが、これに御異議ありま せんか。

# (「異議なし」の声あり。)

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推薦することに決定しました。お諮りします。被選挙人の指名については、議長において指名することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

# (「異議なし」の声あり。)

異議なしと認めます。したがって議長において指名することに決定しました。選挙管理委員補充員については次の方を指名します。第1順位、正山幸夫さん、第2順位、森脇典子さん、第3順位、栗栖一正さん、第4順位、小笠原敏子さん、以上の方を指名いたします。お諮りします。ただいま議長が指名した方を選挙管理委員補充員の当選人とすることに御異議ありませんか。

# (「異議なし」の声あり。)

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました第1順位、正山幸夫さん、第2順位、 森脇典子さん、第3順位、栗栖一正さん、第4順位、小笠原敏子さん、以上の方が順位のとおり 選挙管理委員補充員に当選されました。

# 日程第8. 閉会中の継続調査

# ○中本正廣議長

日程第8、閉会中の継続調査についてを議題といたします。各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の所管事務継続調査を行いたいとの申出があります。お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに御異議ありませんか。

# (「異議なし」の声あり。)

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査をする ことに決定いたしました。

お諮りします。本定例会に付された事件は全て終了しました。したがって、会議規則第7条の

規定によって本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認めます。したがって本定例会は本日で閉会することに決定しました。ここで閉会にあたって橋本町長から発言の申出がありますので、これを許可します。橋本町長。

## ○橋本博明町長

発言の機会をいただきましたので、令和6年第5回定例会の閉会にあたりまして、一言御挨拶 を申し上げます。議員の皆様におかれましては、本会議並びに各委員会におきまして、長時間 にわたり慎重なる御審議をいただき、また、令和6年度補正予算並びに、関係議案を可決いただ きましたこと、深く感謝を申し上げます。本会議並びに各委員会で賜りました御意見につきま しては、予算執行並びに業務遂行に当たって、特に念頭に置いて対応してまいります。さて、 本町も10月1日に合併20周年を迎えます。それに合わせて、9月28日には記念式典を、翌29日に は記念の神楽公演を予定しております。節目を迎えたことへの所感については、議会でもお答 えしたとおりでございますが、行政としては、その20年の重みを受け止めつつ、いかにして次 のまちづくりにつなげていくのかということが、何よりも重要な役割と受け止めております。 そのために、今次定例会で議決いただいた道の駅事業はもとより、定住促進住宅の整備やデジ タルトランスフォーメーション等、次の10年に向けた様々な種まきをしてきたこともお答えし たとおりではございますが、今回の記念式典が、新たなまちづくりを踏み出すにあたっての、 町民の皆様との心あわせの場となることを期待するところでございます。議員各位におかれま しては、引き続き様々な町民の声をくみ取っていただきながら、次の10年に向けて御指導御鞭 撻を賜りますようお願いをし、今次定例会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうござい ました。

## ○中本正廣議長

以上で橋本町長の発言を終わります。これで会議を閉じ、令和6年第5回安芸太田町議会定例 会を閉会いたします。

○河野茂議会事務局長

ご起立願います。一同互礼。

午前10時52分 閉会